

保護者等 様

滋賀県立北大津高等養護学校
校長 池下 克美

学校において予防すべき感染症と出席停止について

望ましい学校環境を維持するとともに、生徒が健康な状態で教育を受けることができるように、学校保健安全法施行規則において感染症の種類と出席停止の期間の基準などが下表のように定められています。

下表の疾病にかかった場合には出席停止になりますので、裏面の「学校感染症連絡届」を保護者等の方で記入し、自宅療養期間終了後に担任へ提出してください。

※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が令和5年5月8日から施行され、新型コロナウイルス感染症を下表の第2種感染症に追加しました。今後は「新型コロナウイルス感染症(疑い)連絡届」を使用せず、裏面の「学校感染症連絡届」を提出してください。

	対象疾病	出席停止の期間の基準	
第1種	エボラ出血熱	ラッサ熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	急性灰白髄炎	
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	ジフテリア	
	痘瘡	南米出血熱	
	ペスト	鳥インフルエンザ	
	マールブルク病		
第2種	新型コロナウイルス感染症		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ除く)		発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで2日を経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹		解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹		発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)		全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)		発熱・咽頭炎・結膜炎などの主症状が消退後、2日を経過するまで
	結核		医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ	パラチフス	学校医又はその他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	流行性角膜結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	急性出血性結膜炎	
	腸チフス	※その他の感染症	

※その他の感染症・・・条件によっては学校長が学校医の意見を聞き、出席停止の措置が必要と考えられる疾患。溶連菌感染症・流行性嘔吐下痢症・ウイルス性肝炎・伝染性紅班(リンゴ病)手足口病・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎

滋賀県立北大津高等養護学校長 様

学校感染症連絡届

年 組

生徒名

(病院名)

で診察を受けたところ、下記の病名と診断されました。

医師から自宅療養を指示されましたので、連絡いたします。

■あてはまる病名に○をつけてください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症
- ・ インフルエンザ (型)
- ・ 百日咳
- ・ 麻疹 (はしか)
- ・ 流行性耳下腺炎
- ・ 風疹
- ・ 水痘
- ・ 咽頭結膜熱
- ・ 結核
- ・ 髄膜炎菌性髄膜炎
- ・ その他の感染症 (病名→)

《 自宅療養を必要とする期間 》

令和 年 月 日 から、 令和 年 月 日 まで

令和 年 月 日

保護者等名

《確認印》

校長	副校長	教務主任	養護教諭	担任

※最終教務で保管します。